

学校法人愛知産業大学
役員・評議員旅費規程

施行 平成15年11月21日

最終改正 令和元年12月10日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知産業大学の理事・監事及び評議員（以下「役員・評議員」という。）の公務により国内出張する場合の旅費及び会議・業務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員でもって役員又は評議員を兼ねている場合は適用しない。

2 前項の役員・評議員は、学園が別に定める出張規程を適用する。

(出張の区分)

第3条 出張は、愛知県外への日帰り出張及び宿泊出張の2種類とする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、次の定めるところによる。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 削除

(旅費の計算)

第5条 交通費は、自宅を起点として最短距離の順路によって計算する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(利用交通機関)

第6条 出張が片道80km以上遠にわたる場合は、新幹線を利用することができる。

(航空機の利用)

第7条 出張が片道500km以上遠にわたる場合、又は特に緊急を要する場合は、航空機を利用することができる。

(タクシーの利用)

第8条 タクシーは、業務上緊急やむを得ない事情があるとき、又は交通機関の利用が非常に不便な地域である場合、利用を認めその実費を支給する。

(宿泊費)

第9条 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じて、別に定める区分に基づき支給する。

2 出張地のうち、東京都、札幌・仙台・さいたま・千葉・川崎・横浜・名古屋・京都・

大阪・神戸・広島・北九州及び福岡の各市を甲地とし、甲地以外を乙地とする。

第10条 削除

(会議・業務手当)

第11条 会議・業務手当は、会議・業務に要した日数に応じて、別に定める区分に基づき支給する。ただし、宿泊を伴う場合であっても、1会議・業務日数に応じて支給するもので、業務開始前夜宿泊又は業務終了後宿泊日は支給しない。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

本規程は、平成15年11月21日から施行し、平成15年11月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する（改正 第3条、第5条、別表 追加 第12条 削除 第4条(3)、第10条）。

別表

区分	鉄道賃	宿泊費		会議・業務手当
		甲地	乙地	
理事・監事	グリーン車	15,000	13,000	60,000
評議員	指定席	14,000	12,000	45,000